

新型コロナウイルス関連情報（ユーコン準州における段階的な緩和措置）

●3月2日、ユーコン準州政府は、3月4日以降に段階的に適用される予定の、新型コロナウイルス感染症にかかる公衆衛生措置の緩和策を発表しました。3月4日から、集まりやイベントにおける人数制限は撤廃され、3月18日からマスク着用義務及びワクチン接種証明書の提示が撤廃、4月4日から政府職員のワクチン接種要件が撤廃されます。

1 3月4日から適用される緩和措置

学校を含む室内公共施設及び物理的距離が確保できない屋外の公共の場におけるマスク着用、ユーコン準政府職員のワクチン接種、19歳以上を対象とした指定された状況におけるワクチン接種証明書の提示の措置のみ継続。

集まりやイベントにおける人数制限は撤廃され、バーやレストランは通常営業に戻る。

2 3月18日から適用予定の緩和措置

マスク着用義務、及び指定された状況におけるワクチン接種証明書の提示の撤廃。

3 4月4日から適用予定の緩和措置

ユーコン準政府職員のワクチン接種要件の撤廃。

■詳細は、以下のユーコン準州のウェブサイトをご参照ください。

<https://yukon.ca/en/news/covid-19-public-health-measures-continue-ease>

※このメールは在留届にて届けられたメールアドレス、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>